平成30年 第13回 教育委員会臨時会会議録

平成30年6月26日(火)港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2500号

平成30年第13回臨時会

新宮弘章

日	時	平成30年6月26日	(火)	午前10時00分	開会
場	所	教育委員会室			

「出席者」	教	育 長	青	木	康	亚
	教育長職	務代理者	小	島	洋	祐
	委	員	止	内	慶	太
	委	員	田	谷	克	裕
	委	員	薩	田	知	子

「説明のため出席した事務局職員」 教育推進部長

学校教育部長	堀		二三雄	
教育長室長	中	島	博	子
教育企画担当課長	藤	原	仙	昌
生涯学習スポーツ振興課長	木	下	典	子
図書文化財課長	佐人	木	貴	浩
学 務 課 長	Щ	本	隆	司
学校施設担当課長	伊	藤	太	_
教育指導課長	松	田	芳	明

 「書記」
 教育長室教育総務係長
 佐京良江

 教育長室教育総務係
 兵藤淳

「議題等」

日程第1 会議録の承認

第2491号 第3回臨時会 (平成30年2月27日開催)

第2492号 第4回臨時会(平成30年3月6日開催)

第2493号 第3回定例会(平成30年3月13日開催)

日程第2 審議事項

- 1 「港区教職員の働き方改革実施計画」策定方針(案)について
- 2 港区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について

日程第3 教育長報告事項

- 1 平成30年第2回港区議会定例会の質問について
- 2 港区スポーツ推進員の委嘱について

- 3 後援名義等の5月使用承認について
- 4 生涯学習スポーツ振興課の5月事業実績について
- 5 生涯学習スポーツ振興課の5月の各事業別利用状況について
- 6 生涯学習スポーツ振興課の7月事業予定について
- 7 図書館・郷土資料館の5月行事実績について
- 8 図書館の5月分利用実績について
- 9 図書館・郷土資料館の7月行事予定について
- 10 7月教育指導課事業予定について

「開会」

〇教育長 皆さん、おはようございます。ただいまから平成30年第13回港区教育委員会臨時会 を開会いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

〇教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、薩田委員にお願いします。

日程第1 会議録の承認

第2491号 第3回臨時会(平成30年2月27日開催)

第2492号 第4回臨時会(平成30年3月6日開催)

第2493号 第3回定例会(平成30年3月13日開催)

○教育長 日程第1、会議録の承認に入ります。平成30年2月27日開催の第2491号第3回 臨時会の会議録、平成30年3月6日開催の第2492号第4回臨時会の会議録、平成30年3月 13日開催の第2493号第3回定例会の会議録につきましては、承認ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

〇教育長 それでは承認することに決定いたしました。

日程第2 審議事項

- 1 「港区教職員の働き方改革実施計画」策定方針(案)について
- **〇教育長** 日程第2、審議事項に入ります。議案第36号「『港区教職員の働き方改革実施計画』策定方針(案)について」説明をお願いします。
- **○教育長室長** それでは、審議事項1「『港区教職員の働き方改革実施計画』策定方針(案)について」ご説明をさせていただきます。本日付議案資料ナンバーの1になります。1-2をご覧願います。タブレットでは4ページ目となってございます。

まず「教職員の働き方改革の状況」についてでございます。国は公立小・中学校の教員の長時間 勤務が常態化し、看過できない深刻な事態となっていることに対し、平成29年6月に文部科学大 臣が中央教育審議会に対して「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築の ための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」を諮問し、それを受け、中間まと めで具体的な方策を示しました。文部科学省が中心的に実施していく内容を「学校における働き方 改革に関する緊急対策」としてとりまとめ、本年2月には適切な業務改善や時間管理の取り組みの 徹底について各都道府県及び政令都市の教育委員会教育長に対しまして文部科学事務次官名で通知 がございました。 東京都は学校教育の質の維持向上を図ることを目的として、「学校における働き方改革推進プラン」を策定いたしまして、区市町村教育委員会による実施計画の策定を促すとともに、その取り組みに対する支援等を必要に応じて行い、継続的に学校の働き方改革に取り組むこととしております。当面の目標として「週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにする」とし、在校時間の把握と意識改革、教育の見直しや改善の推進、人員体制の確保など5点を柱に総合的な対策を講じていくこととしてございます。タブレットをおめくりいただきまして2ページ目のところになりますけれども、四角囲みの中が、東京都が示しております五つの柱となっております。

続きまして、区の状況でございます。区ではまず、各学校間のネットワークの構築や学校の校務 支援システムの整備等を実施し、教員の業務の負担軽減に取り組んでまいりました。平成28年9 月には「港区教職員の業務の適正化に向けた検討委員会」を設置いたしまして、まずは幼稚園の副園長・主任、小・中学校副校長を対象に、また平成29年の12月からこの30年の3月にかけては、小・中学校7校で教職員を対象に勤務実態調査を実施して、その結果港区の教職員におきましても国や東京都の調査結果同様、長時間勤務の実態が明らかになりました。平成29年月に区が「みなとワークスタイル宣言」を行いまして、教育委員会におきましても各幼稚園・学校で定時退勤日、それから長期休業中の閉校日、部活動の休養日を設定して、働き方の改善に向けた取り組みについて理解が得られるよう、保護者や地域の方への通知を配布いたしました。昨年の7月に引き続き本年30年の4月にも通知を行っております。さらに本年4月からはスクール・サポート・スタッフの活用や、勤務時間外や夜間・休日の対応として全幼稚園・小・中学校に留守番電話装置の設置、また副校長の負担を軽減するための学校施設開放の受付業務の委託化、部活動指導員の配置を行っておりますけれども、まだまだ抜本的な改善には至っていない状況でございます。今後も学校教職員の働き方や学校の勤務環境を改善し、新学習指導要領を踏まえた授業の充実に向けて、教員の子どもたちに向き合う時間の確保とともに長時間勤務を縮減するための取り組みが必要と考えております。

次に2番目の「『港区教職委員の働き方改革実施計画』の目的及び方向性等」についてでございます。東京都の「働き方改革推進プラン」の5点の柱を基本に、教職員が健康で充実して働き続けることができるよう業務改善に取り組み、学校の指導体制、園児・児童・生徒の教育環境の整備を適正に実行するため、港区ならではの実施計画を策定してまいります。

次に方向性でございますが、本計画の目標設定につきましては東京都の目標を参考にしておりますが、本年度4月から実施しております全教職員の勤務実態調査を分析の上、区独自の目標を定めます。また目標の実現に向けて教育委員会と幼稚園や学校が両輪となり、保護者や地域の方々と課題解決の重要性や計画の理念を共有して連携・協働することが重要と考えており、方向性は五つの柱を基本といたします。

まず①番目でございます。タブレットの方をおめくりいただきまして、①の「在校時間の適切な 把握による勤務時間管理の徹底及び意識改革の推進」でございます。出退勤システム、タイムレコ ーダーを導入いたしまして、教員の出退勤状況を明確化することで、管理職による教員の時間管理 を徹底し、教員一人ひとりが働き方の改善に取り組めるよう意識改革を推進してまいります。

②番目には「教職員の業務の見直しと業務改善の推進」です。特に負担感が高いといわれております調査報告書など業務の精査を図ります。教職員の業務の見直しと働き方の改善に関する意識アンケートを実施した上で、負担軽減のためにどのように適正化を図るべきか、そして教員の本来行うべき、担うべき、専念できる環境を確保いたします。

③番目には「幼稚園・学校と保護者・地域との連携・協働体制の確保」です。働き方改革を進める上で幼稚園・学校や教育委員会の取り組みにとどまらず、幼稚園・学校と保護者や地域との連携・協働体制を一層進めて理解を得ながら、組織的な学校経営を推進する体制を整備してまいります。

④番目には「部活動の負担を軽減」です。特に中学校において、部活動指導が教員の長時間勤務の一因となっている現状がございますので、国や都が定めるガイドラインを参考にいたしまして、区としての考えを整理した上で、部活動指導員の活用や活動時間の見直し、休養日の設定のあり方を示します。

最後に⑤番目は「ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備」です。管理職が的確なマネジメントを実施し、教員一人ひとりが心身ともに健康に教育活動に従事する環境を整えることが重要と考えておりまして、研修会等を開催するなど教職員全体の働き方改革への意識醸成と働き方の見直しにつなげるとともに、教職員同士がコミュニケーションを図りやすい勤務環境等の整備にも目を向け、学校全体で課題解決に向けて組織的に取り組むようにします。さらに子育てや介護等に携わりながら、これまでの経験を発揮できる勤務環境も充実してまいります。

タブレットをもう1枚おめくりいただきまして、最後に3番目の「『教職員の働き方改革実施計画』 の検討体制等」でございます。まず検討体制につきましては参考資料をご覧ください。

「教職員の働き方改革検討委員会」において検討してまいります。学識経験者は国立政策研究所総括研究官であられる藤原文雄先生を委員長といたしまして、幼稚園・小・中学校のPTA会長、青少年のそれぞれの代表の方、それから幼稚園長・小・中学校長、それから教育委員会事務局の職員で構成をしてございます。

「策定スケジュール」でございますが、本日当委員会にて策定方針をご決定いただきました後、 7月に全教職員に対して働き方改革に関するアンケートを実施いたします。 9月に計画の素案を決 定いたしまして、10月から11月に区議会また幼・小・中のPTA会長会等、校園長会等への内 容説明を行いまして、翌年31年の2月を目途に実施計画を決定したいと考えてございます。

「計画の周知方法」でございますが、区のホームページに全文の掲載と「広報みなと」や教育の「ひろば」にも策定の報告を掲載いたしまして、さらに区立幼稚園・小・中学校の保護者には概要版を作成して、周知・理解を図りたいと考えてございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

〇教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対してご質問、ご意見をお願いいたします。 1 ページ目の1 の (1) 、国の緊急対策は、日付を入れています。

東京都のプランについても策定した日まで入れてもらいたい。また、次のページの区についても

宣言をした日を、日にちを入れられるものは入れた方がいいと思います。

〇教育長室長 分かりました。

○教育長 説明の中で、東京都が策定した改革推進プランのこの2ページの一番上にある囲みのところ、2ページ上の囲みの(1)から(5)の各項目に準じて、港区独自の(2)の①から⑤の項目を掲げたとのことですが、(2)の①と③だけは内容が微妙に違います。「在校時間の適切な把握による勤務時間管理の徹底」ということも書いてくれているので、これはわかりやすいと思うのですけど、③が微妙に違うのではないかと思います。

また、東京都の(3)はどういう内容なのか、後で資料をもらえればと思います。どんな内容か、 口頭で説明できるのなら、港区の方の(2)の③との比較ができるので、説明してもらえますか。 〇教育長室長 東京都の方の「学校を支える人員体制の確保」につきましては、まずスクール・サポート・スタッフから始まりまして、部活動の指導員であるとか、あと地域の人材を活用した専門スタッフの配置であるとか、そういったところも含めて書かれております。専門スタッフである、例えばスクール・カウンセラーやスクール・ソーシャル・ワーカーの配置であるとか、それから事務職員の活用の、能力の活用というところも東京都の方では項目として入れているところです。で、あとは学校支援地域事業のようなものであるとか、あとコミュニティー・スクールを通じても地域全体で学校を支援していく、支えていくという体制づくりを見据えての人員確保という項目になっております。

○教育長 学校を支える体制が地域、港区で言う協働体制というのは何となくわかるのですけれど、 東京都の(3)でいう事務職員の能力活用は、当たり前のような気がします。

〇教育長室長 そうですね。

〇教育長 支えるのが学校以外の地域などと思ったのですが、事務職員は何か違うのではないかと 思います。東京都が策定したのでしようがないのですが。

○教育指導課長 都立学校とは基本的に高校や特別支援学校なので、特定の地域というものの支えるというのが構築が難しい部分が多少あります。つまりそのためにスクール・サポート・スタッフですとか、そういった人を入れることによって、確保できるものというのを予算上でつくっていくのが東京都の考え方で、プラスアルファ、コミュニティー・スクール等もできたらやりましょうということで進めているのですね。ただ、それが確実にその地域に根ざしたコミュニティー・スクールになるかというと、都立の場合はなかなか難しいところがあるので、やはり文章としては「学校を支える人員体制の確保」という方をメインに置かねば都立としては成り立たない。

でも我々は区立ですから、もう地域に根ざしている学校は間違いないので、この室長の方でつくったように、まさに地域と連携してというところを我々は強調するのが、より分かりやすい文になるということでご理解いただけるとありがたいなと私は感じております。

で、あと経営支援室というのが都立高校の場合はございますよね、事務職員が複数います。区立 の場合は都職がいて区職がいる、区職がいない学校もある状況ですけども、必ず経営支援室には課 長級がいてあとほかに事務員がいるので、そこの中で今までは事務室だけという考えだったのです けど経営支援室になった関係で、つまり副校長の業務とかそういうのも含めたやり方をもっともっと拡大していこうというのを、うまく表現できずにそういった書き方をしているのかなというのは 推測できるところでございます。

〇教育長 そうすると、東京都の改革推進プランは、都立高校についてだけなのですか。区市町村 設置の学校における働き方改革についても進めていくというプランではないのですか。それによっ て今の説明は変わってくると思います。

○教育長室長 東京都の方は、公立学校も含めた中で区市町村の学校に対しての推進プランを掲げておりますので、今、松田課長がおっしゃったように都立学校においてはその学校経営の部分の中で、例えばそういった事務職であるとか主幹教諭の配置であるとか、そこの有効活用というところを掲げているものです。

ですので、今回のこの学校の学校を支える人員体制の中においては、専門スタッフの配置等についてはスクール・カウンセラーであるとかスクール・ソーシャル・ワーカー等についても、区市町村の方にもかかわる部分がございますので、全く別物というものではございません。

○教育長 今回、港区の方針を決めるわけですが、③の項目については、東京都で言う事務職員の能力活用も入ってくるのですか。やはり幼稚園・学校を支える地域・保護者、学校外の人たちとの連携・協働体制に限定すべきではないかと思います。幅広に考えれば、この「学校を支える」という言葉は変えた方がいいのか、それとも「地域と保護者と学校との連携・協働体制に限る」というのであればこれでいいですよね。そうすると事務職員の能力活用というのは、どこに入ることになるのかということになります。

○教育長室長 ここの中には、地域の方や保護者の方との連携・協働体制も含めながら学校の経営で、いわゆる今「チーム学校」としての育成であるとかそういったところも含めて、学校経営を一層推進していくために組織的な学校経営を推進していくためにということで、文言をさせていただいておりますので、いわゆる学校を支える部分というところも含ませていただいているところです。

- **〇教育長** 事務職員はどうですか。
- **〇教育長室長** 事務職員は教職員の業務の見直しと業務改善推進の部分で、これから事務の部分は 精査をしてあるというか、事務職員の活用というところが出てきます。
- **〇教育長** こちらに入るわけですね。
- **〇教育長室長** こちらの方で、はい。
- **〇山内委員** よろしいですか。今の議論というのは、私は非常に重要な論点だと思っております。 確かに地域・保護者との連携というのは非常に重要なことだと思いますけれども、あくまでそれは ボランティア・ベースのものが中心であって、そこに対して新たに人件費が発生するものではない。 しかし一方で事務職員の活用とかあるいはソーシャル・ワーカー等々を非常に手厚く配置をすると いうようなときには当然人件費が発生する訳ですよね。

ですからある意味で、ここの段階でその策定方針の中にそういう部分を含まないということであれば、逆に言うと人件費をもっとこの教育の部分に充てるような見直しまではしませんという話に

なってしまうと思います。そういう可能性もここで議論するのだということであれば、事務職員だとかソーシャル・ワーカーだとかそういう人たちの適正な配置も、もう一回考えるということを加えておいてもよろしいのではないかと思いますけれども。

○教育長室長 この議論の中では、やはり人材の育成であるとか人材の活用というところはかなり大きな対策になってくるかと思いますので、やはりそこにかかる費用という部分は当然出てくるものと考えておりますので、そういった人材の部分もしっかりと明記できるような形で示したいと考えます。

- ○教育長 そこまで踏み込んで、この計画を策定していくということでいいですか。
- **〇教育長室長** かなり人材の部分というのは、今回の働き方改革の中で大きな課題であると思って おりますので、そこはしっかりと提起をしていきたいと考えております。
- ○教育長 結論的には②と③の関係では、今、山内委員のお話のように整理するということでいいのですよね。③はあくまで地域とか保護者との連携・協働体制に限定した内容でいいということでいいですか。
- **〇教育指導課長** 本区の施策の中でコミュニティー・スクールとか学校支援地域本部というものを 打ち出していますので、そちらの意味合いからすると③はそこで独立した方がやはり施策として進 めやすいのかなと思っています。

ただ先程言われているような事務職とかそういったものの改善ということであれば、②の中の部分で、業務改善の推進の中にやっぱり人員体制の見直しとか、そういうのを入れるということであればそこに入れるか、②をもう一つ分けるかという議論になると思うのですけども。②はかなり予算も伴いますし、また事務職がどこまで教員の仕事をするかとか、あと東京都でいえば共同事務化というのを事業として掲げています。現時点で、本区では共同事務化については考えておりませんが、別の案として都費の事務を区費の事務に全部切りかえるというようなことも、教育長会の都への申し入れにも入っていますよね。そういったところをどこまで書けるのかというところも難しさがあるので、②にさらさらっと、人員体制の見直しについて等を書き加える程度であれば可能なのかなと感じております。

- **〇教育長** そうすると項目としてはこれでいいということですね。
- **〇教育長室長** やはりそこの人員のところの部分については、やはりこれから計画を示すに当たっては費用のかかる部分、それからボランティアでいく部分、人材・地域を活用する部分というのを、分かりやすくする部分も必要なのかなと思います。

ですので、今、山内委員から今ご指摘がございましたので、そこの部分につきましては②と③の中で少し精査をして明記したいと考えておりますが、そうしますと②の方に今松田課長がおっしゃったような、費用がかかる部分の人材等とか加わってくるところがございます。例えば今地域の中で考えているものは学校支援地域本部事業の活用であるとか、スクール・サポート・スタッフ、チャレンジ・コミュニティーの活用、それからあと事務補助の臨時職員というのも考えておりましたけども、これは費用のかかる部分になりますので、こちらは業務の改善の中で見直しという形でや

っていきたいと考えていきます。

- ○教育長 ②のところの関連でいくと、港区では独自の講師とか様々な形で教員を支える体制づくりをしている訳です。それらがここに入ってくるということでいいですよね。その上で項目としては直接教員を支えるという意味では②で、③は大きく学校を支えるという意味で地域や保護者の応援、連携をここで記載するということでいいですね。
- **〇教育長室長** 今、皆さんのご意見をいただいていて、その整理をした方が実施計画として分かり やすいのかと思いますので、そこの整理をさせていただきたいと思います。
- ○教育長 第2回定例会でも、それについて質問もあり、それらを受けて進めていかないといけないと思います。
- **〇山内委員** やはり他区と比べると……、私の印象だと港区は支えるところにもそれなりの努力をしてきているところもありますのでそこを明確にし、さらにそれを実際にどこまでそこの予算とか人を増やせるかは別にしても、支える人員についても拡充を図るのだという、そして、より組織的に適切にその人たちが機能して、そして現場での先生たちがより本来の教育に専念できるよう、そこの部分を拡充していくのだというところは、②のところで明記された方がいいのではないかなと思います。
- **〇教育長室長** ありがとうございます。
- **〇教育長** ほかにいかがでしょうか。
- **〇山内委員** これを進めるに当たって私から伺っておきたいことが2点あります。一つはもう既に 昨年の7月から色々な取り組みを始めてきている訳ですけれども、実際それによってどの程度の効果というか、改善が今あるのかないのか。そこの確認をしつつ、より実質的な改善ができるように していかなければいけないと思いますので、この約1年経過したものとしてそこの改善ですよね、 実際どういう変化があったのかないのか。その点はいかがですか。
- ○教育長室長 まず昨年の7月から各学校でできることからという形で取り組みを行っておりまして、それぞれの学校で定時退庁日であるとか定時退勤の時間を定めております。かなり意識的には高くなったという学校長からの評価は聞いておりますが、まだ実際勤務実態を見る限りでは、必ずその日に定時退勤しているかというと、なかなかそこまで徹底できていないという状況でございます。意識的にはという部分ではというところではあると思います。
- **〇山内委員** そういう意味でも実はこういうのを入れてもなかなか本当の意味での行動の改善に、変化につなげるというのは結構難しいことだと思いますね。そこを考えていかなくてはいけないことがあると。その上でまず一つはこの資料の中で勤務実態の分析というのがありますけれども、これが単に例えば時間と業務内容だけを見ているだけだと、本当の意味での教職員の方々の負担の軽減につながらない、あるいはその職場環境の改善の提案にまではつながらないだろうと思うのですね。

そういう意味で、例えば今ストレスチェックは当然入っていますよね。あれは職場診断もしなければいけないことになっていますけれども、例えばストレスチェックなどを使いながら、データな

どを使って職場の特徴を分析をする。それによってどういう職場環境の改善が可能なのか、そういう検討をやっぱりきちんとしていくことも必要だろうと思うのです。ストレスチェックの分析の場合には色々な個人情報の問題等はあったりしますけれども、ある手続踏んで、ある程度匿名化をした形で分析をするということは十分できますから、そういうものをもっと活用して、実際の心理的な負担をどう軽減できるか、あるいはそこの職場の特徴がどうなっているのかを丁寧に分析する。それがもう一つあっていいのではないかというのが向上に関しての私からの提案の一つです。

これからアンケートを実施するとなっていますけれども、やっぱり同じように、そこのアンケートの内容をどうするかということが実は重要なことだと思うのです。つまりこれが教職員の長時間勤務についての意識というものをある意味で可視化しながら、さらに改善につながる条件づけのきっかけをそこから見出せるようなものができていくか、そういう意味ではこのアンケートは、せっかくやるのであればかなり慎重に内容を検討した方がいいと思います。

一つ分かりやすい例を挙げると、私も随分企業とか病院の職員の労務負担の分析とかやっていますけれども、例えば長時間労働でも案外難しいのは自発的な長時間残業・労働と、非自発的な長時間残業・労働と分けられるのですね。自発的なというのは自分のやっぱり使命感であったり、自己研鑽のためにとかというような部分で、個人にとってみるとそんなに心理的な負担を増やさないのです。でも逆に職場として見ると周りがそうだと、ほかの人たちはそれに同調しなければいけないということで、職場全体で見ると周りの人の負の影響というのはある。そのようなことが学校という現場だったらどうなのかというのも丁寧に見ることで、その中で適切なマネジメントの方法というのを見えてくる、そういう実態のデータを通じて見えるようにして行動の変容につながるようにしていく。やっぱりそういうことが必要だと思うのですね。そういう意味ではこのアンケートをどういう形でするのかというのは非常に重要だと思います。そんなに何度もできるものでもないですので、それも慎重に、十分に検討された方がいいと思います。

○教育長室長 今、委員からございました、まずストレスチェックの部分を活用しての分析でございますけれども、今業者の方に委託をさせていただいてストレスチェックの分析は行っております。 学校でのストレス度、学校全体のストレス度みたいな部分も見ているところでございますが、その辺も今後ストレス度を分析するに当たって、より特徴が分かりそして改善につながるような分析になるようにちょっと検討してまいります。

それから職場の心理分析を丁寧に行っていくという部分でございますが、実際にそこのストレス チェック等を今活用してというところで見てはおりますけれども、さらには今回行うアンケートを 通じて、職員の心理的なものも探っていきたいと考えているところでございます。

アンケートは大体40問程度を予定しておりまして、実態の勤務、自覚をしている勤務状況、それからその業務の負担感というところを皆さんにご回答いただくことにしております。それからまた働き方改革に関して、どのように今自分が取り組んでいきたいのか、何が一番まず改革をするに当たって、改善をするに当たって必要なのかというところをお聞きしながら、それからあと職場の人間関係等についてもお伺いする予定です。それを踏まえた上で性別であるとか年代であるとかと

いうところと、それから職種・職歴、教員歴等を含めてクロス集計をしながら分析をしていきたい と考えております。

〇教育長 よろしいですか。

〇山内委員 その項目をどう理解するかで、あるいは例えばここの⑤にライフ・ワーク・バランスというのも一つ目標に挙げてあれば、ワーク・ライフ・バランスの満足度がメインの設問にはある程度必要ですけれども、そういうものも盛り込んで質問できるように。あとは回収のときに匿名化はするにしても、学校単位、ある意味で職場という一つのレベル、階層があって、その下に個人が入ってきますから、職場の変数があって個人の変数があるように分析できるように、ある程度学校単位でも、この事例は同じ学校だと分かるような回収の仕方ですよね、それも工夫しておいた方がいいと思います。

〇教育長室長 ありがとうございます。今委員からいただいたご意見をもとにもう一度、アンケートを今、調査の項目については精査をしているところですので、改めてもう一度慎重に検討させていただきたいと考えております。ありがとうございます。

〇教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは採決に入ります。議案第36号について原案どおり可決することにご 異議ございませんか。

(異議なし)

〇教育長 ご異議がないようですので、議案第36号については原案どおり可決することに決定いたしました。

2 港区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に、議案第37号「港区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について」説明をお願いします。

〇生涯学習スポーツ振興課長 それでは資料ナンバー2、タブレットナンバー9、議案第37号「港区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について」説明いたします。おめくりください。タブレットナンバー9です。港区立青山中学校なのですけれども、「4月から11月まで」の部分を通年開放するということで削ることといたします。平成30年10月1日を施行日といたします。

おめくりください。資料ナンバー2-2、タブレットナンバー11です。別表第2新旧対照表になります。改正案についてですが、これまで青山中学校につきましては12月から3月の冬季期間は夜間の校庭開放を行っておりませんでしたが、このたび通年開放の準備が整ったことから、通年開放ということで改正いたします。まず校庭施設においてです。火曜日から土曜日までの夜間について午後6時半から午後9時までの時間帯の開放を、4月から11月の期間行っておりましたけれども12月から3月も開放することから、この火曜日から土曜日までの期間、夜間の「(4月から11月まで)」というのを削除したいと考えております。

さらにおめくりください。タブレットナンバー12です。同様にテニスコートについても「(4月から11月まで)」という括弧を削除いたしまして、通年開放とする形にいたします。

さらにおめくりください。タブレットナンバー13です。冒頭でも申し上げましたが施行期日10月1日といたします。3番の施行期日のところなのですけれども、理由といたしましては12月からの開放が可能となった場合、予約システムの改修を10月5日からすることからこの期日といたしました。

4の「周知方法」です。12月から夜間の校庭開放を行うという旨の周知につきましては、「広報みなと」、港区ホームページで行います。さらに青山中学校を利用している団体に対する説明会は9月上旬に実施する予定です。なお補足の説明ですが、地元の住民への説明会につきましては6月3日に青山中学校で行いました。参加者につきましてはゼロ人でした。

以上簡単でございますが、よろしくご審議の程お願いいたします。

- ○教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見をお願いします。 施行期日について、予約システムの関係での説明をもう一回してくれますか。
- **〇生涯学習スポーツ振興課長** 施行期日10月1日の理由につきましては、この団体利用につきましては全て予約システムで行っております。12月からの校庭開放が可能となった場合は予約システムの開始日を10月5日からと予定しておりますので、10月1日からの施行期日といたしました。
- ○教育長 予約システムを使わずに10月1日から4日は利用できますか。
- **〇生涯学習スポーツ振興課長** 10月1日から4日の間はできないです。
- **〇教育長** そうすると適用されるのは5日からではないのですか。
- **〇生涯学習スポーツ振興課長** 実際は10月5日からという、……のご意見のとおり。
- ○教育長 5日からではないのですか。
- **〇生涯学習スポーツ振興課長** それにつきましては5日でも確かに可能というか、5日からの開始なので施行日を5日とすることもできますけれども。
- ○教育長 1日からという理由がありますか。
- **〇生涯学習スポーツ振興課長** 10月1日からと今回は審議で上程いたしましましたけれども、実際は、システムは確かに10月5日からということ、システム上は10月5日からということになっているので、施行日につきましても10月5日からということでの変更は可能です。
- **〇教育長** 例えばシステムではなくて手処理での予約とかはできないのですよね。
- **〇生涯学習スポーツ振興課長** できないです。
- **〇教育長** 施行期日について、もう一回確認してください。
- ○小島委員 その場合、施行期日というのは実際稼働する日を施行期日とするのか、それとも10月の1日とか15日とか、何か切りのいいところを決めるのですか。今までどんな感じで決めていたのですか。
- **〇生涯学習スポーツ振興課長** 今までどういった形かということも含めて、今お答えがちょっと難

しいので、後程お答えしたいと思います。

- ○教育長 12月1日の分は10月5日に初めて予約できるという理解でいいですか。そうすると 予約そのものが処理をできる日に施行していないとだめなのですか。
- **〇生涯学習スポーツ振興課長** この辺のシステム上の可能な日と施行日との関連につきましては、 今明確に回答できないので、後でお答えしたいと思います。
- ○教育長 今までもこういうケースはあったと思います。整理してくれますか。 ほかにいかがでしょうか。
- ○田谷委員 この校庭開放というのは非常に近隣の騒音の問題が一番考えられることなのです。事前説明会で参加者ゼロだったということは概ねご理解はいただいていると考えていいのでしょうか。 ○生涯学習スポーツ振興課長 近隣住民の方への例えば光の問題、光害であるとか露光の光量のこの問題ということに関するこちらへの今回の苦情については、今まで実際はないということがあります。学校に対して直接特定の方からの光害についての苦情は過去にあったということは聞いておりますが、今回説明会を行うに当たって約400世帯の近隣住民の方にチラシを配布しましたが、実際特にそれに対する、学校校庭開放に関しての苦情等を受けてはおりませんし、説明会でもなかったということから、ある意味反対ということではないということで考えております。
- **〇教育長** よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

それでは採決に入ります。施行期日については担当課の方に整理してもらうという前提で、議案 第37号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

〇教育長 ご異議がないようですので、議案第37号については原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第3 教育長報告事項

- 1 平成30年第2回港区議会定例会の質問について
- ○教育長 次に日程第3、教育長報告事項に入ります。「平成30年第2回港区議会定例会の質問について」説明をお願いします。
- **〇教育長室長** それでは、第2回定例会の代表、一般質問について教育長答弁をご報告させていた だきます。答弁は全部で19ございました。

まず1枚おめくりをいただきまして代表質問の黒崎ゆういち議員、自民党議員団からでございます。「MINATOシティーハーフマラソン2018への子どもたちの参画について」ということで、スポーツとかかわりのない子どもたちが何か役割を担ってもらい、その日限りの貴重な機会や経験の場としてもらいたいということで、区長・教育長へのお伺いがございました。教育長答弁では、教育の一環としてこれまでも、オリンピック・パラリンピックについては教育の一環として社会貢献活動やボランティア活動などを実施してまいりました。今後の「MINATOシティーハーフマ

ラソン2018」におきましては、区立中学校の生徒が大学生や高校生とともにボランティアとして参加し、給水や通訳など大会を支える大切な役割を担ってもらえるよう、現在各中学校に働きかけを行っております。こうした機会や経験を通じまして、子どもたちに社会に貢献するという意欲や他者を思いやる心を醸成し、スポーツにかかわりのない子どもたちにもスポーツの素晴らしさを体験してもらい、スポーツへの興味・関心を高めてもらいますとしてございます。

同じく企画経営部におきましては、MINATOシティーハーフマラソンを子どもたちの貴重な機会とするため、教育委員会と連携し、区立中学生に対し給水所でのランナーへの給水や応援など、大学生や高校生とともに大会を支えるボランティアとしての参画を働きかけていく予定ですということで、またスポーツへの関心の有無にかかわらず、全ての子どもが楽しみながら走ることができる種目として、約1.5キロのファンランを設定し、参加を呼びかけております。区立小学校の児童を初めとした子どもたちによる沿道イベントへのかかわり方など、より多くの子どもたちが大会に参画できる方法についてさらなる検討を進めてまいりますとして、区長答弁をしてございます。

次に同じく黒崎議員でございますけれども、「ラグビーワールドカップ2019と東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への取組について」ということで、こちらも区長と教育長への答弁を求めてございました。

教育長答弁でございますが、区長部局とともに大会の組織委員会と連携し、ラグビーの普及・啓発に向けた取り組みを進めているというところでございます。教育委員会としては今年12月2日に開催する「MINATOシティーハーフマラソン2018」でボランティアとして参加、支える子どもたちを初め、区民誰もがラグビーワールドカップ2019及び2020大会に「する」「みる」「支える」といったさまざまな形でかかわり、生涯にわたってスポーツに親しむことで、区民の健康や生きがいづくり、そして活力あるまちづくりにつながるよう取り組んでまいりますとしてございました。

区長部局では、区長答弁でございますが、区は両大会の開催に向け町会・自治会や商店街などが行う取り組みを支援する「港区東京2020応援プログラム推進事業」、地域と企業が連携して開催される「みなとラグビーまつり2018」など、区民とともに全庁を挙げて大会の機運醸成に取り組んでいます。今後は区民が両大会に参画し協働できる機会を確保するため、区が育成するボランティアの活用を東京都や組織委員会に働きかけるなど、大会のレガシーとして区民のボランティア意欲の向上を実現してまいりますとしてございます。

では次に同じく黒崎議員からは、「運動部活動の方向性について」ということで抜本改革に関する 緊急提言についてのご質問がございました。こちらは自由民主党のスポーツ調査会で提言している 緊急提言を文部科学大臣に提出したということで、さらに教育として、区の教育としてどうしてい く、この提言に対する教育長の見解をお伺いしたいということでのご質問でございました。内容は 済みません、答弁の方はご覧いただいて説明の方は割愛させていただきます。部活動については抜 本的な緊急提言と今後の部活動の方向性についての質問でした。

部活動の方向性につきましては教育委員会では今年度から教員の負担軽減を図り、技術指導や生

徒を引率するため、全中学に地域人材を活用した部活動指導員を配置しております。今後国及び東京都の部活動のあり方に関する方針を踏まえ、港区の子どもたちにとって望ましいスポーツ環境の整備や区の実態に即した部活動のあり方を検討し、区独自のガイドラインを策定してまいりますということで、先程の働き方改革の方針と方向性と同様の答えをさせていただいております。

次に「児童・生徒数増加への対応について」ということで、対応方針とその対応方針の展開についてご質問がございました。まず対応方針の方でございますけれども、区長答弁では港区、今後も品川駅周辺など特に開発が活発化している学区域の開発状況を常に分析し、継続的な児童・生徒の増加が見込まれる学区域についてはこれまでの施設整備計画の見直しを含め、施設需要への対応を迅速かつ柔軟に進めてまいりますとしてございます。また展開等につきましては、全庁的視点に立って区長部局とさらなる連携を図りながら、児童・生徒数増加による施設需要に着実に対応し、安全・安心で魅力あるよりよい教育環境の実現に努めるとしてございます。

次に阿部浩子議員、みなと政策会議でございますけれども、「学校歴史資料について」と「みなと 図書館の整備について」のご質問がございました。こちらにつきましては恐れ入ります、答弁の方、 割愛をさせていただきます。

次にちほぎみき子議員、公明党議員団からでございますが、「教職員の働き方改革について」のご質問でございました。まず、この「働き方改革検討委員会」の特徴と、それからこの実施計画の策定における着眼点についてということでのご質問をいただきました。検討委員会の特徴につきましては先程もご説明をさせていただきましたけれども、多角的な検討をしていただくために国立政策研究所の研究官、そしてPTA会長、青少年委員等、幼稚園長・小・中学校長での構成をお伝えさせていただきました。学校現場の実情やその立場からの知見・ご意見を十分踏まえて、港区ならではの具体的取り組みについて検討してまいりますとしてございます。着眼点につきましては先程もご説明をさせていただきましたので、こちらの方については割愛をさせていただいてよろしいでしょうか。

次に「児童・生徒に対する自殺予防対策について」ございました。東京都の方で今年度自殺対策の専門家による「自殺予防教育推進委員会」を設置し、子どもに困難やストレスへの対処法を身につける指導のあり方を検討するとしておりますということで、過去の自殺事案を検証し、改めて学校で行うべき取り組みを資料にまとめて、DVD教材や区内公立学校への配布を行っているところでございました。そこにおきまして今後学校において児童・生徒に対し、効果的な自殺予防対策の徹底をどのように図ろうとしているのかということのご質問でございます。区では「自殺総合対策大綱」や平成30年2月の東京都教育委員会が示した自殺対策の取り組みを踏まえまして、教員一人ひとりが子どもの小さな変化から不安や悩みを把握し、学校いじめ対策委員会の組織的な活用はもとより、「SOSの出し方に関する教育」を積極的に実施するなど、具体的で計画的に児童・生徒に対する自殺予防対策を推進してまいりますと答弁してございます。

次に自民党議員団の有働議員でございます。ここから一般質問になります。「児童相談所の一時保護所における学習支援について」でございます。児童相談所には一時保護を余儀なくされ、学校に

通うことができない生徒に対して、長期化するということから、児童の学習する権利を守るために どのような学習体制がとられているのでしょうかということ。また児童の特性や学力を最も理解し ている学校、教育委員会とも連携して学習支援を実施すべきということで、教育長のお考えをとい うことでございました。こちらにつきましては区長よりの答弁もございました。

まず教育長答弁でございます。学校は一時保護されている児童・生徒に学校で使用している教材を提供し、学校の授業の様子を伝えるなど学校とのつながりを継続することにより、常に子どもたちの心が安定するよう努めております。その際には児童相談所との連携・協力が必要であり、子どもたちの学習を計画的に進めていくことが重要です。今後「(仮称) 港区子ども家庭総合支援センター」の開設に向け、区長部局と連携し、児童相談所の一時保護所における学習支援について具体的な準備を進めてまいります。

区長答弁でございます。一時保護は子どもを安全に保護し、心身の状況を把握するために実施するものです。子どもの安全確保のため、在籍する学校に通学させることができない場合があることから、一時保護所内で学習指導を行い、子どもの学ぶ権利を保障する必要があります。新たな施設の一時保護所では年齢や抱える事情が異なる子どもの精神状況や学力に配慮しながら、学習指導員や一時保護所職員が在籍校とも協力して学習内容を工夫し、子どもが安心して学べる学習体制を整備してまいります。

次に「スポーツの安全対策について」のご質問がございました。こちらの方もご説明は割愛いた します。

次にみなと政策会議の兵藤ゆうこ議員からでございました。「LGBT教育の方向性について」と「インクルーシブ教育について」、「国際社会に対応する教育の推進について」ということでございましたが、まず「LGBT教育の方向性について」ご紹介をさせていただきます。子どもたちの中でもLGBTに対して正しい認識を教育することは大切ではないかと考えているということで、この教育の方向性でございます。LGBTを含めた人権教育を推進するため、トランスジェンダーの方を講師に招くなど、年3回人権教育研修を実施することで教員が子どもたちに多様な考え方の存在を認識させ、個性を尊重することの重要性を指導できるよう取り組んでおりますということで、今後につきましても人権教育の充実を図り、全ての人の人権が尊重される社会づくりに向けて学校の教育活動全体を通じて、全ての人の人権が尊重される社会づくりに向けて行動できる児童・生徒の育成に努めてまいりますとしてございます。

「インクルーシブ」、それから「国際理解教育」については割愛させていただきます。

次に共産党議員団の熊田ちづ子議員でございます。こちらは「教職員にはしかの抗体検査及びワクチン接種を行うことについて」ということで、教育長と区長へのご質問でございました。

まず教育長答弁でございますけれども、熊田ちづ子議員からは児童福祉施設等の職員、それから 学校等の職員で2回の接種が不明な職員については、はしかの流行を防ぐために区の責任で抗体検 査を実施し、ワクチン接種を行うことということでございまして、答弁はインフルエンザにつきま しては幼稚園教職員を対象に教育委員会が予防接種を、また都費負担の学校教職員を対象に東京都 人材支援事業団等が予防接種利用助成を行うことで、幼稚園、小・中学校の子どもたちへの感染の拡大防止に取り組んでおります。はしかの抗体検査及びワクチン接種につきましては現状を把握し、子どもたちへの感染を防止する観点から検討してまいりますとしてございます。

区長答弁でございます。まず、区は区立保育園の保育士等へのインフルエンザ予防接種など未就 学児への感染拡大防止等に取り組んでおります。はしかの抗体検査及びワクチン接種につきまして は現状を把握し、区民への感染を防止する観点から検討してまいりますとしてございます。

同じく熊田議員からは「教職員の働き方改革について」長時間勤務の縮減と、それから学校給食費の公会計化についてのご質問がございました。先程のちほぎ議員と重なる部分ございますので、ここであわせて答弁をご紹介させていただきたいと思います。長時間労働の抑制となるよう実施計画の作成と人員配置など、教育委員会が必要な措置を図ることということでございまして、教職員の長時間勤務を縮減するため、本年4月から全中学校に技術指導や生徒を引率するための部活動指導員を採用するとともに、小・中学校に教材印刷等の教員の業務を支援するスクール・サポート・スタッフを配置しております。今後は7月に全教職員を対象にアンケート調査を実施し、勤務時間の状況や長時間勤務の要因となる業務実態を把握するとともに、教職員の働き方に関する意識を分析し、これまでの取り組みに加え長時間勤務縮減のため新たな実効性ある取り組みを検討してまいります。具体的取り組みといたしましては教職員の働き方改革を担当しているということで、実施計画の検討委員会をご紹介させていただきまして、実施計画素案へ反映することを答弁させていただいております。

学校給食の公会計化につきましては、教員の負担軽減を図るために公会計化にすべきということでございますが、文科省は平成29年12月に「学校における働き方改革に関する緊急対策」に基づきまして、31年2月を目途に学校給食を公会計化している自治体の課題や解決策等をまとめた「学校給食費の徴収・管理業務に関するガイドライン」を策定する予定でございます。公会計化につきましては各学校での食材調達時の契約方法、システム構築、給食費未収金への対応、さらには教材費等、他の学校徴収金の取り扱い等、公会計化に伴い想定される諸課題について学校の意見を聞きながら整理するとともに、今後策定される国のガイドラインや他自治体の先行事例を参考に研究してまいりますという答弁でございます。

以上雑駁でございますが、第2回定例会の質問につきましてご報告をさせていただきました。説明は以上です。

- **〇教育長** ただいまの説明に対しましてご質問をお願いいたします。
- **〇小島委員** 児童相談所における学習支援、児童……の質問に関連してなのですが、港区で児童相談所が現実に発足、スタートするのはいつでしたか。
- ○教育長室長 32年の4月から。
- **〇小島委員** 32年、ではもうかなり早いですね。港区が設立する児童相談所ですから港区の区民 の子どもが入る訳ですよね、児童相談所は。
- **〇教育長室長** 児童相談所、港区の子どもを対象にさせていただきます。ただし一時保護所につき

ましてはこの近隣区での広域な扱いとなる可能性もあるかと思います。

- **〇小島委員** その場合入所される児童の学校ですよね、通学できれば通学する訳ですよね。
- **〇教育長室長** 児童相談所で保護している場合には一切児童相談所から外に出さないというのが、 出せないというのがありますので学校への通学が全くできない状況になります。
- **〇小島委員** そうすると、先程の学習指導員がその勉強の面倒を見るというのですが、今まで在籍 していた学校から全く離れてしまうことになるのですか。
- **〇教育長室長** 在籍の籍はありますけれども学校へは通えませんので、保護所の中で指導員が学習を行うという。
- **〇小島委員** そうするとその学習指導員と教育委員会の教育指導課と何か関連はあるのですか、全くノータッチなのですか。
- ○教育指導課長 あちらはあくまで子ども家庭支援部の職員ということになりますから、ただ学校の教員が向こうの児童相談所の求めに応じて訪問して会うということで、校長が会ったり担任が会ったりすることはできます。その中でどういった教材に今、取り組んでいるよといった話をすることによって、子どもが安心してそこにいられる状況をつくるのが学校の教員です。その際に教員ともちろん指導員が会って、「こんなことが苦手なのですよ」とか情報交換することによって、カバーすることはできるということになっております。
- **〇小島委員** 学校の、現籍というか、いた学校と学習指導員がどんな情報交換ができるのか、そこら辺がちょっと分からないのですが。
- **〇教育指導課長** これまでもさまざまケース対応を学校で行ってきておりましたので、問題なくそこについてはやると思います。ただ一時保護は2カ月という規定がありますので、2カ月を超えてそこにいることはない訳ですから、児童養護施設等に入ってしまえば確実に転校、区内にはいないということになります。
- **〇教育長** よろしいですか。
- **〇小島委員** 例えばDVの関係で児童相談所に入る場合がありましたか。そうなると居場所が分からないようにと色々複雑な問題が出てくる。
- **○教育指導課長** DV、親から子への虐待であれば、確実にどこにいるかという居場所を分からないようにするということで、学校の職員も面会もせずに、跡をつけられることのないように配慮されます。父親から母親と子どもがという場合は完全に児童相談所には入らないで、もう住民票を動かさずにぽんと転居させる方法をとりますので、それはまた別の段階かと思います。
- **〇小島委員** 児童相談所は結構細やかにやらないといけない問題がいっぱいあるということですね。 分かりました。
- ○教育長 ほかにいかがでしょう
- ○小島委員 一点いいですか。熊田議員の公会計化の件ですが、これ、色々な問題点があると思いますが、できれば確かに教員の負担軽減につながるという面はあると思うので、一番のネック、ここに色々書かれているので一番のネックになるのは何なのですかね。

- **〇学務課長** 公会計化のデメリット、いくつかございますが、給食の食材を調達する際に区の契約 事務規則や会計事務規則にのっとった形で調達を行うことになりますので、契約とか支出の手続に ついてはその食材の発注ごとに行うとか、見積もり合わせをしなければいけないとか、そういった ところで事務作業が増加するということ、また、システムの構築や管理のコストがかかってくるこ と、さらに他の先行する自治体の事例では、私費会計と比較して公会計化することによって給食費 の徴収率が下がる傾向があるということが挙げられております。
- **〇小島委員** 徴収率、当然そうだよね。これは、給食費は公が負担すべきだという議論と連動しているのですか。
- **〇学務課長** 一部では、そのように主張する方もいるので徴収率への影響も考えられます。
- **〇小島委員** 分かりました。
- **〇教育長** よろしいでしょうか。
- **○教育長室長** 先程の児相の開設時期でございます。もう一度訂正をさせてください。確認をいたしました。平成33年4月1日でございます。訂正をさせていただきます。
- ○教育長 よろしいですか。それではこの報告事項は以上とさせていただきます。

2 港区スポーツ推進委員の委嘱について

- ○教育長 次に「港区スポーツ推進委員の委嘱について」説明をお願いします。
- **〇生涯学習スポーツ振興課長** では報告資料ナンバー2、タブレットナンバー26です。「港区スポーツ推進委員の委嘱について」ご説明いたします。今回新たに1名のスポーツ推進委員の推薦を受けたために7月1日付で委嘱を行います。表の中の赤坂地区の22番の川島健人さんが今回新たに委嘱をする方となります。7月1日付になります。以上、簡単でございますがご報告とさせていただきます。
- ○教育長 ただいまの説明に対してご質問お願いします。
- **〇小島委員** スポーツ委員はどういうところから推薦してもらうのでしたか。
- **〇生涯学習スポーツ振興課長** 各地区の青少年対策地区委員にて推薦を受けることになっております。
- **〇教育長** よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。
- **〇田谷委員** この新任の川島さんはデータって分かるのですか。
- **〇生涯学習スポーツ振興課長** 経歴のようなものなのですけれども、もともと赤坂中学校で理事を やっていた方です。
- 〇田谷委員 赤中で理事?
- 〇生涯学習スポーツ振興課長 PTA会長。
- 〇田谷委員 会長。……年齢は分かる。
- **〇生涯学習スポーツ振興課長** 年齢につきましては5.3歳の方です。
- **〇田谷委員** 分かりました。

- **〇教育長** よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。 それではこの報告事項は以上とさせていただきます。
 - 3 後援名義等の5月使用承認について
 - 4 生涯学習スポーツ振興課の5月事業実績について
 - 5 生涯学習スポーツ振興課の5月の各事業別利用状況について
 - 6 生涯学習スポーツ振興課の7月事業予定について
 - 7 図書館・郷土資料館の5月行事実績について
 - 8 図書館の5月分利用実績について
 - 9 図書館・郷土資料館の7月行事予定について
 - 10 7月教育指導課事業予定について

○教育長 次に、「後援名義等の5月使用承認について」「生涯学習スポーツ振興課の5月事業実績について」「生涯学習スポーツ振興課の5月の各事業別利用状況について」「生涯学習スポーツ振興課の7月事業予定について」「図書館・郷土資料館の5月行事実績について」「図書館の5月分利用実績について」「図書館・郷土資料館の7月行事予定について」「7月教育指導課事業予定について」、この8件の定例報告につきましては配布の資料のとおりです。各報告事項についてご質問ございますでしょうか。

よろしいですか。それでは、これらの報告事項は以上とさせていただきます。

本日予定している案件は全て終了しましたが、委員または説明員からその他何かありますでしょうか。

- **〇教育長室長** 学校施設担当の方から情報提供をさせていただきます。ブロック塀の対策、調査と 今後についてでございます。
- ○学校施設担当課長 それでは学校施設担当課からご報告いたします。

学校施設及び通学路等の安全点検について説明いたします。先週の6月18日の大阪北部地震によりまして、ブロック塀の倒壊事故が起こりました。そこでは児童が1人亡くなったということでございますが、その事故を受けて港区内において全庁的な調査を実施します。また教育施設においてもブロック塀等の調査、それから学校施設に設置されています設備の安全点検を今後実施してまいります。また通学路においてもブロック塀等の位置等を確認しまして、児童への危険箇所の確認を行うという内容でございます。

項番1でございます。こちらの塀の安全点検につきましては3段階で調査をしていきます。まず1)でございますがこれは一次調査といたしまして、区有施設の敷地内においてということでありまして、ここでは全庁的な取り組みとして教育施設に限らず全庁的な施設において、ブロック塀その他塀、フェンスも含めましてその安全性、それから構造、位置の調査をしてまいりました。

期間はもう既に終わりまして先週の19日火曜日から21日の木曜日に調査をいたしております。 速報でございますが、こちらには例えば公園とか児童遊園、いわゆる土木施設のブロック塀も含ま れているということでありまして、その他施設を含めますと360を対象として調査を実施されたということでございます。ここでは幼稚園・学校施設40施設ということで、この期間教職員によりまして調査を実施しております。この中で危険性が指摘された幼稚園・学校の施設数としては12施設、塀は33カ所ということで指摘されております。このうち8カ所がブロック塀であります。この下の「塀とは」ということでアスタリスクついておりますけれど、調査の対象としてはブロック塀、それからコンクリートその他構造の塀及びフェンス、これは高さにかかわらず全てということで調査しております。

2) は本日の26日から明日の27日にかけて、上記1) で危険性が指摘された施設に関して技 術系の職員を派遣いたしまして本日から実施しております。

それから3)です。教育施設のこの33カ所ということになりますが、これは教職員がまずもって調査したということでありますので、もしかしたら抜け落ちているということがあったり、または専門的な視点で見ることができない中での調査でありますので、今後詳細調査としまして、ここでは東京都建築士事務所協会というような専門機関に調査依頼しまして、調査をいたします。ここでの対象はブロック塀とか崖とか擁壁も含むことを対象としつつ、それから学校内での例えばポールとかネットとか電灯とか倒れてしまうということも、錆びている状況も中にはあろうかと思います。また外壁についている例えば看板とか突き板など、落下の危険を有する設備も含めて調査を検討しているという状況でございます。

〇学務課長 それでは資料の下の方ですけれども、2番の方をご覧ください。通学路におけるブロック塀及びフェンスの位置の確認についてです。

まず1)の「現状確認」です。通常は年2回通学路点検を行っており、一般的にはカーブミラーの角度であったりとか路面表示の「止まれ」の線が薄いであるとか、ガードレールが壊れているなど、主に交通安全の視点から点検を行っております。今回大阪北部地震のブロック塀の倒壊の事故を受けまして、通学路点検に新たに項目を追加しております。ブロック塀とフェンスの位置について全ての通学路、既に通学路点検が終わっている学校もあるのですが、それも含めて全ての通学路をチェックしてマップに落とし込みの作業を行います。特に道路側に膨らんでいるとかひびが入っている、傾いているというような塀、またはフェンスがある場合は、総合支所または建築課との調整の上、所有者の方に対応依頼を行うということを検討いたします。

- 2)の「対応」です。学校にマップを送付し、この位置にフェンスまたはブロック塀がありますという情報提供を行い、児童にできるだけ危険と思われるブロック塀・フェンスには近づかない、またその近くで遊ばないということを学校から注意喚起を行います。状況に応じ、可能であれば通学路の変更を検討するように学校の方に伝える方向でおります。
- **〇教育長** 今までの説明につきましてご質問があればお願いします。
- ○小島委員 幼稚園・学校施設の場合、一次調査は40施設でそのうち塀が33カ所危険であると。 またそのうち8カ所がブロック塀だと。調査の1番目は教職員で、2番目が技術系職員で、3番目が今度建築関係の専門家による調査ということなのですが、対象がブロック塀からどんどん増えて

いってしまうと。普通は教職員が全体を見てここは危険ではないと。その次に技術系職員が主になって、最後に専門家がここは危険だと判断するという順序で調査するようですが、3番目は対象が膨らんでいくということですが、どういうことでやっているのですか。

- ○学校施設担当課長 この一次調査・二次調査というのは全庁的な調査です。
- **〇小島委員** 教職員が一次調査するのでしょう、その一次調査の効果っていうか、次に進むステップとしてどういうことを考えるのですか。
- ○学校施設担当課長 そうですね。
- **〇小島委員** だから一次調査で学校の職員が危険だと考えたところだけを、二次調査の技術職員が 調査するという訳ではないのですよね。
- **〇学校施設担当課長** まず一次調査はまさにその学校施設内で設置されている塀、それからフェンスも含めてどこに設置されているのか、道路沿いなのかそれとも敷地内なのか、それから例えばブロック塀ですと控え壁があるのかないのか、それからそれとは別に擁壁みたいなものもあるのか、それから四つ目はそれぞれのぐらつきとか傾きとか亀裂はありますかというような簡単な設問です。
- **〇小島委員** 現状把握調査ですね。
- ○学校施設担当課長 そうです。
- **〇小島委員** 現状把握調査でそれに基づいて、現状を把握された調査に基づいて今度区の技術職員が、今度は専門的に危険かどうかを判断する。
- **〇学校施設担当課長** そこは何が違うのかと言いますと、これは目視点検だとか打音調査だとかそういうことになりますけれど、例の2.2メートル以上なのか以下なのか、または控え壁が3.4メートルを超えているのか超えていないのか、少し専門的な見地からそれを確認します。
- **〇小島委員** それは、二次調査をする人は一次調査の人の調査が何か二次調査の役に立つのですか、 それとも単にこういうところに塀があるよというだけぐらいの感じなのですか。
- **〇学校施設担当課長** 今日明日で調査に行っていますが、まず一次調査で指摘した人も立ち会って ここが危ないと、その報告しているその内容をまず聞いて、あと技術系の職員がその中で法律に合 致しているのかどうかというところをまずは目視でやっていくというのが、これを二次調査として います。
- 〇小島委員 で、三次調査は。
- **〇学校施設担当課長** 三次調査は、教育委員会事務局としてやろうではないかというのがもともと あったのですね。それは塀のみならず地震が起こったときに、落下するとか倒れるとかそういうも のがやっぱり想定される訳ですから、それはやっていこうと。少し最初は切り離したところであり ましたけど、最終的には広がっている調査の対象としながらも、そういうことで総合的に確認して いくというのが三次調査なのですね。
- **〇小島委員** 三次調査だと範囲が広がりますね。
- ○学校施設担当課長 広がります。
- **〇小島委員** だから塀が危険かどうか、危険であればそれに対する修理をするという観点からする

と、一次調査から二次調査、三次調査、何かまだるっこいことをやっているような感じがして、専門家によってどこが危険か判断を1回やればいいのではないですか。3回やるという意味がよく分からないのですが。

〇学校施設担当課長 最初は全数がよく分からなかった。結果としては8カ所だったということでありますが、当初はもっとたくさんあるのではないかと思っていたところがありまして、その三次調査では鉄筋探査、しっかり鉄筋が入っているか、鉄筋の径とか、それからブロック塀の土の根入れの深さもあわせてやった方がいいのではないかということ。

○小島委員 だから調査というのは結局塀なら塀が危険なのかどうか、もし危険だったらすぐ対応 しなくてはいけないというための調査ですよね。そうしたら危険かどうかというのを調査して、危 険であれば対応するという観点から言うと、それをずばっとやってもらうのが大事なことであって、 一次・二次・三次って余り意味ないのではないかという気がするのですが、という質問なのです。

〇山内委員 これは一次・二次・三次っていう説明なので、分かりにくさが増しているのだと思うのですが、ここで言う 1)・2)というのは応急の調査という認識だと私は思うのです。要するに専門、今3)番目のところで言われたような極めて技術的なところまで、今一遍に港区内の施設を数日の間だけでというのは現実的には難しいので、まず現場の方々から上がってきたところについて技術系の職員が確認をするというのが 1)と2)ですよね。一方 3)というのは、しかし学校の先生たちが確認しただけだと見落としだって当然あり得る訳で、そういう意味でもう挙がってきたブロック塀とか施設にかかわらず、港区の幼稚園・小学校・中学校全施設で大がかりな精査をするというのが 3)という認識でよろしいですか。

〇学校施設担当課長 失礼しました。 3) は全ての幼稚園・学校施設を対象にということです。 そのことが抜けておりました。

〇山内委員 やっぱり最初1)を見たときに、1)で挙がってきたところだけを3)で見るとなると見落としが相当出るだろうと思っていましたので、3)は網羅的にということでいいと思います。一方で確認させていただきたいのは、これで点検した後どうアクションを起こすか、例えば2)でまず応急の対応、調査で危険性があると確認したものについてどういうスケジュールでどうするかということが一つと、それから3)で網羅的に精査をすると、それはいつ頃済むのかということも確認をしておいた方がよろしいのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

〇学校施設担当課長 本日、今日明日で調査をして危険だということになれば、撤去という方向になっていくと考えています。例えば解体してもらえるような業者に声をかけまして、少し準備をしてもらうような段取りをスタッフには指示しています。

〇山内委員 3) はいつ頃の時期に。

〇学校施設担当課長 3) は少し専門的なことになっていて、これは業務委託ということになりまして、少し契約に時間がかかるということですので、少し夏休み期間にはかかってしまうような想定はしております。

〇山内委員 あともう一つはこれを今回やって終わりとしないことが実は大事で、そういう意味で

例えば2の通学路点検の場合に、やっぱりチェック項目に加えるというのは重要なことだと思いますけれども、それが今回だけではないように、ある意味で今後もチェック項目に加えておくのだということをここの書類の中でも明記をしておかれたらいいというのが一つと、あとやっぱりこういう施設の安全の問題というのは常にやっぱり定期的に確認をするということは必要ですので、今までそれがどの程度できていたかということも再確認しながら、今後定期的に施設の安全性を確認をしていくというところも考えておいた方良い。また5年10年たって忘れてしまったころにとならないようにしておかれた方がいいと思いますけれども。その点ももしお考えがあれば教えてください。

○教育指導課長 ちょっと確認をしたいなと思っている点が1点ございまして、一次調査についてですが、赤羽小学校ですと、隣の施設との遮音とか目隠しのポールが立っていてこれが危険なので、既に学校が立ち入り禁止とかそういう対応をするために、行ったものです。一番気になったのが建造物ばかり見ているのですけども、実際、大木が倒れるとかそういうケースがあるのですが、この調査の中には書かれていないことが課題です。実際、桜が相当老朽化してきて、枝がばさっと落ちるケースがあるのですけれどもその検査は行っていない。それから壁面も浮いていて落ちるということもあるのですけども、外壁付設備になっている、設備以外でも落ちるものがあるのだけど、それについての記載がない。それから実際赤羽小だと相当の大木の古いものがあって傾斜地に立っているため、あそこもどうなるか分からないと思うのですけど、そこについては調査されるのかされないのか、校長の立場としてすごく気になってしまいます。

- **〇教育長** 今の質問の前に山内委員の質問に答えてくれますか。
- **〇学務課長** まず通学路点検の方についてですけれども、本件を踏まえましてチェックの様式等は変更させていただきます。
- **〇教育長** 学校施設担当はどうですか。
- **〇学校施設担当課長** 学校の大木ですとか。
- **〇教育長** そうではなく通学路だけではないと思いますが。
- **〇山内委員** つまり、まず定例的な施設の安全面の点検というのは今までどういう状況にあったのか、今後さらに定期的により安全を担保するために、さらにこういう方向でということが課題としてあればそのことも含めて。
- **○学校施設担当課長** これまでは法に基づいた定期報告の項目一つにブロック塀などの項目がありました。それは3年に1回定期報告で上がっておりまして、直近では平成29年の報告が最新のものということになります。今回はさらに詳細調査行ってまいりますけれど、やはり時がたてば錆びるとか老朽化するとかまたクラックが起こるとか色々なことが起こってきますので、そこは1年に1回とは言いませんが、例えば3年に一度とかそういうスパンで追跡調査をした方がやはり安全だと考えています。
- **〇教育長** 3年に1回というのはやっているのでしょうか。
- ○学校施設担当課長 やっています。

- **〇教育長** それをもう少し厳密にやっていくという意味でどうですか。
- **〇学校施設担当課長** 今回この3)の詳細調査としています対象に例えば倒壊の危険性を有する設備とか、落下の危険性を有する設備とか、こういうものは定期報告の内容にはなっていませんので、今この詳細調査の中で行われるものを例えば3年後にやるとそういう認識でいます。
- **〇教育長** 法で求められているもの以上にやっていくということでいいですか。 それでは、先程の教育指導課長の確認についてはどうですか。
- **〇学校施設担当課長** 確かに赤羽小学校裏の大木、それから御田小学校の桜の木を見ると少しうろが確認されています。ですので、このポールとかに限らず樹木も見る。または外壁の樋のところが水道になってひびが入ったりということがありますので、そういう面も含めて今回調査したいと思います。
- **〇教育長** ほかにいかがでしょうか。
- **○薩田委員** そもそもフェンスって、どういうものを「フェンス」というのか教えていただきたい のですけども。
- **〇学校施設担当課長** 学校を構成しているのはブロック塀であったり、それからコンクリート塀であったりしますが、ここで言うフェンスというのはその他のものも指しています。よく緑の網状のものもあれはフェンスですね。
- **○薩田委員** とにかく境になっているというものがフェンスですか。
- **〇学校施設担当課長** 境界上に立っている塀、フェンスなどを指しています。
- **○薩田委員** 分かりました。

あと通学路点検は今、年に2回っておっしゃっていたのですけども、具体的には今度は次回はいつぐらいになるのか。

- **〇学務課長** 年2回春の交通安全運動また秋の交通安全運動と合わせた形で行っております。次回は概ね9月中旬~10月を中心に実施するということになります。
- **○薩田委員** 春は終わってしまったの。
- **〇学務課長** 春はちょうどやっているところなのです。今約半分の学校が終わっているのですが、 今月中には終わる予定でおります。
- **〇教育長** よろしいですか。
- **〇山内委員** 先程指摘の樹木の問題というのは実はもっと重要な点だと思います。学校にとってみるとある意味で歴史を象徴するものであるし、シンボルツリーのようなものもあるので伝統でもありますから、樹木についてはやっぱり定期的に、定期的にというのか毎年きちんとそういう樹木の専門家に確認をしてもらい、例えば枯れている枝などがあれば、あるいは枝の葉っぱのつきが悪くなっていれば、土の入れかえをするとか色々なことをして、やっぱり学校の財産として安全にシンボルツリーを守るということも含めて行い、そしてまた危険な枝については枝の安全な枝落としをするとかそういうことも含めて行い、そしてまた危険な枝については枝の安全な枝落としをするとかそういうことを行う。安全の管理と学校の大切な財産としての管理の両面から丁寧にやっていかれるといいなと思います。せっかくこういう機会ですので、そういうことも含めて見直しさ

れたらいいと思います。

〇教育長 ほかにいかがでしょうか。

ちなみに1)の方はもう既に調査が終わって現在進行形ではないですか、1)は終わって2)に 今、入っているのですけれども。通学路の状況がちょっと読めないのですけど、今現在の状況はど うですか。何校まで終わって、どういう状況だとか。

- **〇学務課長** 今現在12が既に終了している状況です。今日2校で明日2校、明後日2校という形で予定しております。
- **〇教育長** その中には通学路を変更しないといけないとか、これは民間所有ですが何らかの対応を しなくてはいけなというのはあるのですか。
- **〇学務課長** 今のところ通学路点検ではそういう指摘は出てないのですが、保護者から学校のすぐ近くのお寺の塀がちょっと危ないのではなかろうかということで、学校に問い合わせをしているところです。反対側の道を歩くなどそういったことも含めて検討してもらっているところです。
- **〇教育長** 山内委員さっきおっしゃられたように、この資料の中にその点も書き込んでおいてもらいたいと思います。そうでないと何もやっていないようになるので。
- 1の3)についてですが、契約はありますが早急にやってください。

心配なのは1)2)、山内委員にお話しいただいたように、当面の緊急点検対応だと思いますが、 この2)が1)で危険性があるよと指摘されたところをやるのですよね。教職員が見ているだけで、 それ以外にもあるかもしれないのですよね。それは3)を待たないとだめだということですか。

- **〇学校施設担当課長** 12施設で行っていますので、まずはそこで点検すると。それ以外のところについてはちょっと追って検討したいと思います。
- ○教育長 当面は、今日明日でやるのは12施設33カ所かもしれないですけれど、その後速やかに残りのものをやっていくということですね。さっきの話とは逆になりますが、3)というのは、契約をまず行うなどそれなりに時間かかりますよね。2)はそれでも、やっておかないといけないものです。
- 1) 2) は全庁的な対応が必要であると思いますが、今回は学校施設において起きた事案が出てきたし、子どもが対象になっているということもあるので、教育委員会独自にやらざるを得ないのではないかと思うので、速やかに対応してください。

今日明日は危険な33カ所、その後速やかに全て再検査していくということでやってもらいたい。。 **〇学校施設担当課長** 今ご指摘されたことについては速やかに実施いたします。

〇教育長 お願いします。

よろしいでしょうか。

〇生涯学習スポーツ振興課長 先程の議案、審議事項の2番、学校施設に関する施行日についての報告なのですけれども、まず規則の改正に当たって教育委員会の審議後、何日後に施行期日としなければならないという具体的な定めはないという所管課の判断であります。あと10月5日からシステムの予約開始ということで、今回の10月1日というのは多少の事前周知とか猶予期間も含め

てということでの10月1日にしたのですけれども、一方で予約システムについては施設、青山中学校に限らず全ての施設で5日の開始ということになっているので、施行開始日に合わせて10月5日から予約開始ということがシステム上は難しいことになっています。ですので、10月5日のシステムの予約開始ということに合わせるということであれば、10月5日の施行期日ということにすることについてはこちらも可能ですので、10月5日の施行開始という形で進めていきたいと思っております。

- **〇教育長** そもそも施行期日はどうなのかいうところを総務課に確認した上で決めてください。。 ほかに説明について何かありますか。
- **○薩田委員** 一つだけ、戻ってしまうのですけれども、安全点検の、子どもが放課後に遊ぶであろう公園などとかあとプラザですね。子どもが遊ぶ、集まるところに関しては、公園は区のものではないかもしれないですけど、どこの所有とかは管轄があるのでしょうけれども、区として遊び場、子どもたちが遊ぶであろう場所というのは何かチェックが今後されるのかなと思いまして。公園の遊具は定期点検がいつもされていて、遊具にはシールが張ってあって「何月何日には点検しました」というシールが張ってあるので、遊具だけだと安心なのだなと思うのですけど、その周りというかに関して。
- **〇学校施設担当課長** 今、全庁的な取り組みとして公園もその対象になっております。それで危険なのかは発見されるであろうと思います。それから民有地の中でそういう広場も当然あるのですが、今回の調査の対象にはしておりません。
- **○薩田委員** あとは一緒に小さい子だと保護者がつき添ったりして遊んだりしているので、そういう保護者からの情報提供がもしあった場合、どうなのと思った場合はどちらに相談というかお話しするのがまずいいのでしょうね。ここはちょっと危なそうだけどみたいなのがあった場合。
- ○学校施設担当課長 その場合は、各地区総合支所で良いと思います。
- ○薩田委員 分かりました。
- ○教育長 全体を取りまとめているのは防災危機管理室なので、今日の教育委員会での話も防災危機管理室に伝えるとともに、区民からの情報を受ける場所をホームページに設けるとかいうことも必要かなと思います。それを色々な人が見て分かるようにするのも、今回に限らず非常に重要なことと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

「閉会」

〇教育長 それでは、これをもちまして閉会といたします。

次回は定例会を7月10日火曜日午前10時から開催いたしますので、よろしくお願いします。 お疲れさまでした。

(午前11時57分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 薩 田 知 子